

瓜田マイリ

11月 No.139

町政日誌

9

昭和46年11月10日(毎月1回発行) 編集 玉造町役場 発行人 町長 坂本常蔵 印刷所 さんゆう社印刷 定価 10円 昭和38年1月23日第三種郵便物認可



町営プール着工へ

町民プールの建設作業がはじまり
いま整地が行なわれています。



整地作業 轟音とともに、土くれがほぐされ、こんどは基礎工事が……

ブルドーザーが轟音をたてて整地作業をすすめていますが、もう少しすると建設の基礎工事にとどまる予定です。

工事現場は中学校の東となりにあたるところで諸井部落に位置し通称「桜谷」といわれるところです。

すぐ下を農免道路がとおり、中学校ごしに霞ヶ浦をのぞめる好適地です。

町民一般に開放

この工事が完成すると、よこ十八
五・五尺、たて五十・五尺、八コース
の立派なプールが誕生することに
なります。

事実といってよいでしょう。
来年の夏からは、プール完成で
このような不満も幾分解消される
ことでしょう。
できあがると町内や郡内の大会
などに使用されると同時に、町民
一般に開放されます。

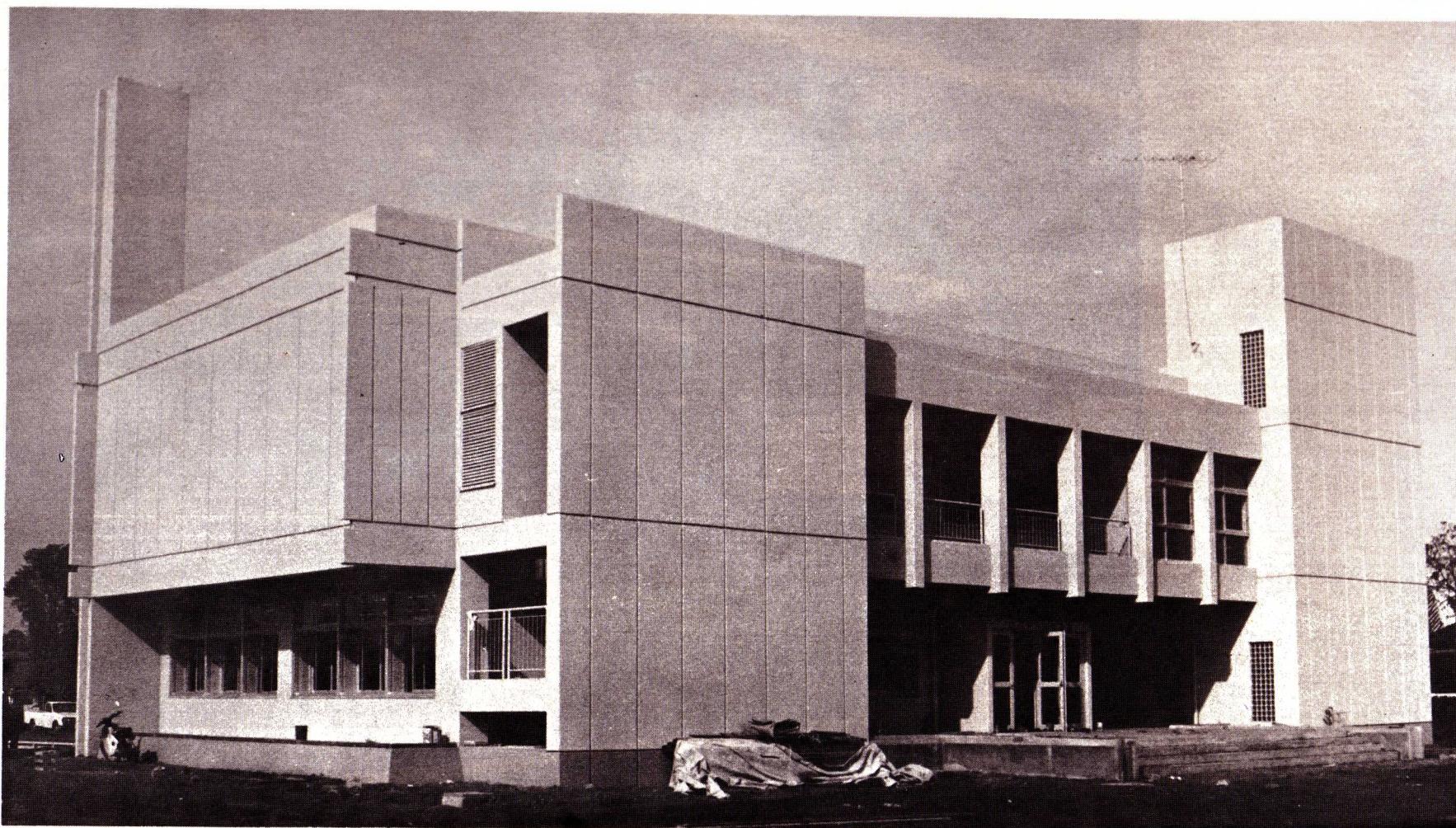
いまの小・中学校の児童、生徒のなかで、霞ヶ浦の湖水で泳いだ子が何人いるでしょうか。以前は「水泳訓練」をするために児童と先生が長い例をつくって湖岸まで遠足のように通ったこともありました。

ところが数年のあいだに湖のいたるところに「遊泳禁止」の立看板が目立ち、大腸菌の湖になってしましました。

「きれいな湖岸をとりもどしたい」

「むかしのようく泳げないものか」…といふことは、夏になると町内の各所できかれることがですが、現場のところ、「きれいな湖岸にもどして、みんなが泳げるようになる」ということは、ありえない

「きれいな湖岸をとりもどした
しまいました。」
「むかしのように泳げないもの
か」：といふこえは、夏になると
町内の各所できかれることがです
が、現場のところ、きれいな湖岸
にもどして、みんなが泳げるよう
になるということは、ありえない



11月6日、産業文化祭初日に開館する中央公民館

建築の場所は
横町部落にあります。横から加茂へ通じる道路の左手になります。

車の人は塙医院がしかれますから注意しましょう。車の方からはいりま

全部鉄筋コンクリートの総一階建てです。

の面積を平方㍍になります。

玉造町は、長いあいだ、中央の役場の庁舎と青年研修所を比較してみました。役場の約二倍、青年研修所の約三・五倍と考えてください。

つぎに構造は、三百五十人が収容できる大ホールをはじめ各種の

これまでの経過

完成した中央公民館は、去年の1月に着工し、二年継続で工事がすすめられてきました。

玉造町には、長いあいだ、中央の集会には青年研修所を利用し、公民館としての行事は、すべてここで行なってきました。

しかし、町民のみなさんの生活が、年々都市的となり、文化活動にも、レクリエーションにも、ますます不便を感じ、これらの活動

建物の特徴は

大ホールひとつをとつてみてもあるときは講堂であり、式場であり、また音楽室に、時には映画館にと多面的な要求に充分こたえられるような施設をそなえています。

資料室は、町のつくりが一目でわかる資料をそろえ、図書室は町の図書館の役目を果すことになります。また、いくつかの研修室も、活用範囲が大きくひろげられるようになります。

また、この公民館は、新しいコミュニティづくりの場として最も適当な場所ということができまします。

コミュニティづくり

玉造町では、町の振興計画の基矗もそのひとつです。本方針のひとつとして「知性と健康に満ちた町民の育成」ということをうたっています。

この公民館は、この目標達成に大きな役割りを果すものと期待されています。

また、近ごろ「コミュニティ」ということはを聞きますが、この「コミュニティ」の意義は、「地域的広がりのなかで、住民がなんらかの有機的結合が見られ、これを具体的にする共同利用施設の存在」といわれます。

この公民館は、新しいコミュニティづくりの場として最も適当な場所ということができまします。

11月6日開館

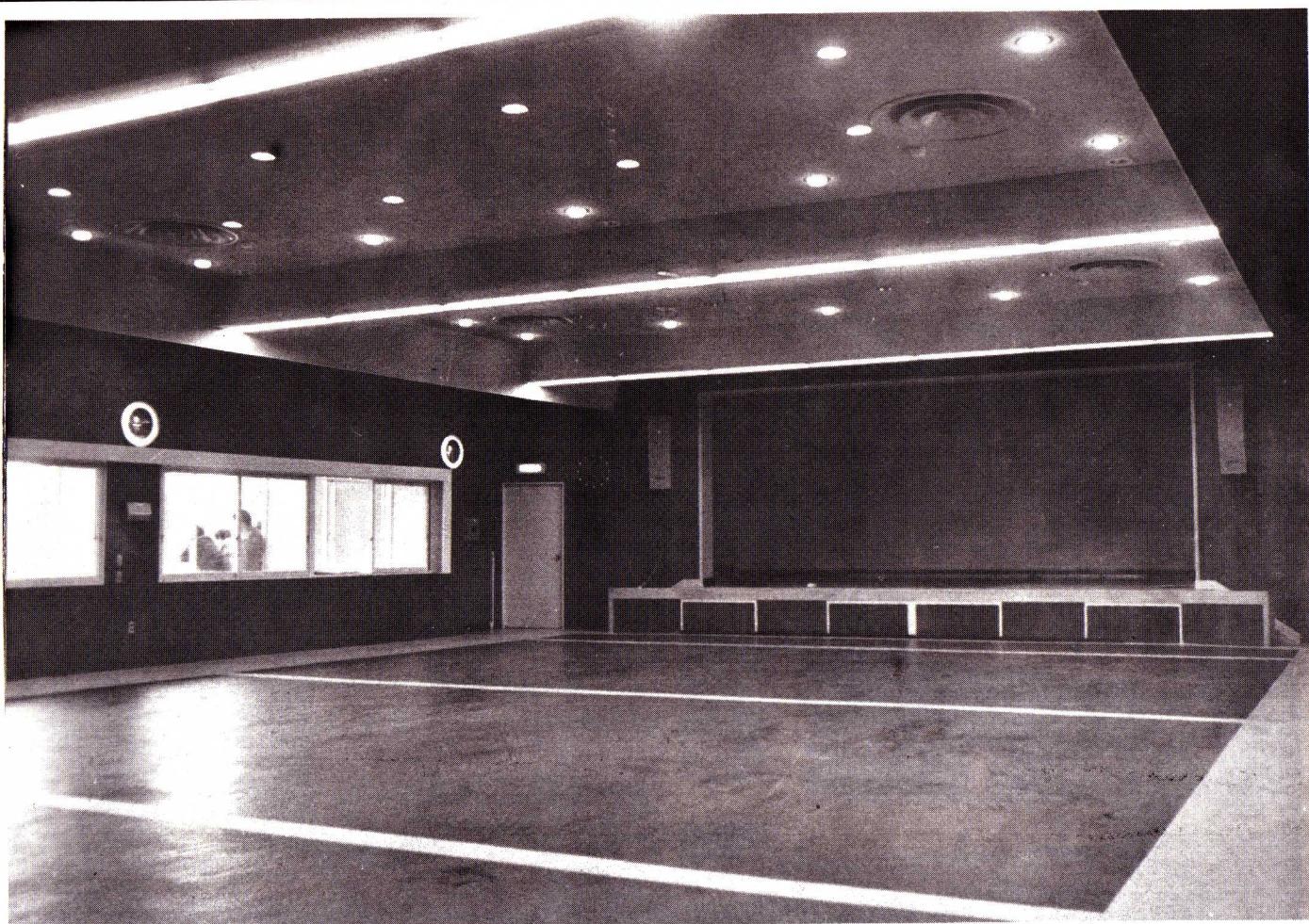


1階ロビー 玄関をはいると広びろとしたロビー。事務室窓口もここにあり1階各室、階段もここから通じます。

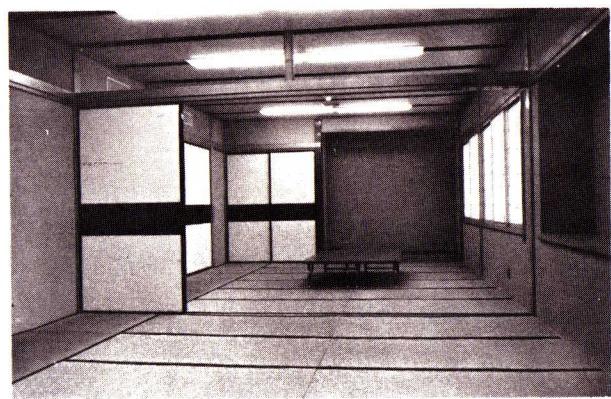


第2集会室 ふだんは会議などに使えますが、結婚式場にも使えるようにできています。

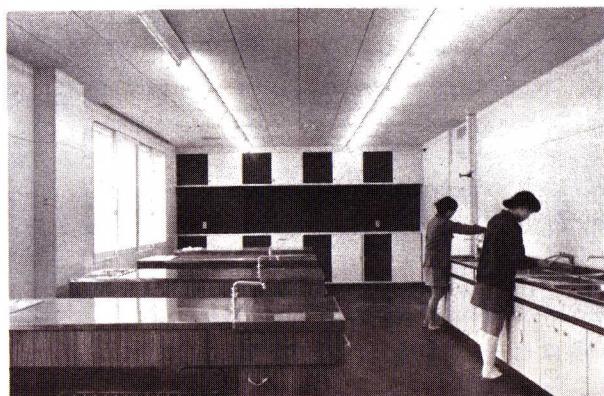
大ホール 三五〇人収容、舞台つきの大ホール。照明、音響効果もバツグン。二階ロビーに入ります。



2階ロビー 階段をあがると、このロビーになります。



第1宿泊室 32畳敷のたたみの部屋で、合宿、研修などに使われます。このほかたたみの部屋は第2宿泊室、作法室があります。



調理実習室 づらりと並んだ調理台、ここでは家庭料理の実習が行なわれます。

公民館利用のおやこ

日曜日にも開館します

中央公民館は土曜日、日曜日にも午前九時から午後十時まで開館しています。ただし、日曜日などには当直職員だけとなりますのでご承知おきください。

毎月第二第四月曜日は休館日

内部の整理や清掃などのため、毎月第一・第四曜日には休ませていただきます。

利用の申し込みは

三日前までに

公民館を利用されたいかたは、三日前までに公民館へ申し込んでください。電話連絡でもけつこうです。電話は(5)〇一七一(代表)です。

おきがるにどうぞ

五六人で相談をする場合などには談話室があります。図書室があります。これらの室は料金をいただけません。おきがるにおいてください。

使用料をいただきます

新らしく立派にできた公民館をみんなで、いつまでも美しく保つためその費用の一部として使用料をいただきます。
△料金は午前九時から正午まで正午から午後五時まで午後五時から午後十時までをそれぞれ一回としてその料金です。その他の室のなかで第二集会室は結婚式場として使用できますがその場合は祭だんや、その他使用料をふくめて一千円となります。

使用料金表

室名	内 容	料 金
大ホール	350人収容 舞台つき	2,000円
調理実習室	調理台・ガス・水道・計器類 一切の使用をふくむ	1,000円
その他の室	室内設備一切の使用	500円
宿 泊	夜具・風呂つき 1人1泊	500円



談話室 気軽にご利用いただける談話室、このほかイス式の部屋は集会室2、視聴覚室、郷土資料室、図書室などがあります。

